

# 平成23年第2回安城市議会定例会陳情文書表

平成23年6月7日

番 号	陳 情 第 1 号	受理年月日	平成23年5月27日
件 名	「教育基本法」・「学校教育法」の改正、「学習指導要領」の全面改訂に基づいた教科書採択がされることを求める陳情		
提 出 者	愛知の教育を考える会 杉田謙一 他3名		
付託委員会	市民文教常任委員会		
要 旨	<p style="text-align: center;"><b>陳 情 の 趣 旨</b></p> <p>教科用図書検定調査委員会は、「教科書の改善について（報告）」（平成20年12月25日）において、「公正かつ適切な教科書採択」を提言しました。</p> <p>これを受けた文部科学省は「教科書の改善について（通知）」（20文科初第8075号）を発し、「教科書の採択にあたっては、教科書の装丁や見映えを重視するのではなく、内容を考慮した、十分な調査研究が必要であること」、「教育基本法等の改正や新しい学習指導要領の趣旨を踏まえた『教科書改善に当たっての基本的な方向性』を参考にし、各採択権者の権限と責任の下、十分な調査研究が行われ、適切な採択がなされることが必要である」と通知しました。よって、この通知に沿って調査研究したうえで、適切に採択する必要があります。</p> <p>さらに、文部科学省は、「義務教育諸学校教科用図書検定基準」（平成21年3月4日告示）において、教科書は「知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間、公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民、及び我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成を目指す教育基本法に示す教育の目標並びに学校教育法及び学習指導要領に示す目標を達成するため」の教材であるとの性格付けを明確にしております。</p> <p>その上で、「教育基本法第1条の教育の目的及び同法第2条に掲げる教育の目標に一致していること。また、同法第5条第2項の義務教育の目的及び学校教育法第21条に掲げる義務教育の目標並びに同法に定める各学校の目的及び教育の目標に一致していること」「学校指導要領の総則に示す教育の方針や各教科の目標に一致していること」など審査基準を明確にしています。</p> <p>よって、この審査基準を基に、最も適切な教科書を選択する必要があります。</p>		
	<p style="text-align: center;"><b>陳 情 事 項</b></p> <p>教科書採択に際し、「教育基本法」・「学校教育法」の改正、「学習指導要領」の全面改訂、また、教科用図書検定調査審議会報告に基づき、改善された内容が反映されたもっとも適切と思われる教科書を採択すること。</p>		